

仕 様 書

1. 件名

令和4年度「東京と各地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係るオンライン商談会業務委託

2. 事業目的

東京都（以下「都」という。）では、別紙1「東京と各地域の連携による外国人旅行者誘致事業」のとおり、日本各地の自治体や交通事業者等と協議会を設置し、東京をゲートウェイとした観光ルートを設定する観光PRなど、東京と各自治体双方への外国人旅行者の誘致を促進している。

新型コロナウイルス感染症により、訪都外国人旅行者は激減し、観光事業者は大きな打撃を受けている。また、訪日外国人旅行者が東京に訪問する割合が減っていると同時に、訪問する都道府県は偏っており、各地域に外国人旅行者が来訪しているとはいえない。

そこで、新型コロナウイルス感染症収束後の将来の訪日につなげるとともに、東京と各地域への訪問を促すため、東京と各地域がそれぞれの魅力を海外旅行事業者（以下「バイヤー」という。）に対して共同でPRをし、東京と各地域を周遊する旅行商品の造成に向けた働きかけを行うため、オンライン商談会（以下「商談会」という。）を実施する。

3. 契約期間

令和4年5月17日から令和5年3月31日まで

4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5. 全体運営

（1）全般について

受託者は、「2. 事業目的」に掲げる目的に基づき、「6. 委託内容」に記載の事業を実施すること。

（2）実施体制

ア 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。

イ 受託者は各事業の年間スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、財団

の承認を得ること。

ウ 業務の詳細について財団と協議の上決定し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。

エ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。

オ 写真や動画利用にあたっては、著作権元と承認を得ると共に、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

カ 都内と海外の観光事業者間のネットワーキングを目的としたTokyo Tourism Connection（※1。以下「TTC」という。）の活用を想定しているため、当該ウェブサイトの運営委託事業者と円滑な調整を図ること。

（※1）<https://tokyotourismconnection.jp/>

キ 言語・翻訳の品質管理

（ア）翻訳に当たっては、表記方法の統一を図ること。適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。

（イ）機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。

（ウ）固有名詞の表現等については、本契約締結後、財団の指示に従うこと。

（エ）翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳や翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含め、適切な対応をとること。

（オ）固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。

6. 委託内容

（1）商談会の運営

ア 概要

（ア）対象市場

①日本時間午前：アメリカ（ロサンゼルス周辺を想定）

②日本時間午後：オーストラリア（シドニー周辺を想定）

※①・②については、同一日での実施を想定している。

（イ）実施時期

10月頃を想定しているが、財団と協議の上、決定すること。

（ウ）参加者

①バイヤー 各対象市場7社程度

②別紙1に記載の東北・北陸・中国・四国・九州地域の計27県・市（以下「地方自治体」という。）と、各地方自治体が希望する場合は、推薦する事業者（交通事業者、広域DMO等）

③都・財団が募集する都内事業者 8社程度

④都・財団（商談は行わないが、当日の進捗状況等を管理・監督することを想定している。）

なお、①～③の参加者数は、最大で各４名程度を想定している。

※以下①～④を総称して「参加者」、②③を総称して「日本側参加者」とそれぞれいう。

（エ）内容

①東京と各地域の連携に関する動画を含めたプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という。）の配信（１０分程度、事前収録したものを全バイヤーに対し、同時放映することを想定している。）

※各市場の商談会前に実施する。（アメリカ・オーストラリア各１回）

※プレゼンテーションに含める動画は財団が提供する。（最長３分程度を想定）

②バイヤーと日本側参加者との個別商談会（各市場７社×５～６枠＝３０～４０枠程度、１セッション２５分程度を想定）

（オ）場所

都・財団及びオペレーション要員を含む受託事業者（事務局）は「６．委託内容（１）商談会の運営 オ．配信会場の手配・管理」に記載の会場から配信・管理・監督を行う。その他の各自治体・交通事業者・バイヤーは原則オンラインでの参加を想定している。

イ．配信環境の構築

以下の要件を備え、商談会実施に最適なオンラインプラットフォーム配信環境（サーバー手配含む。既存のオンラインシステム等の活用や、複数のシステムの組み合わせも可）をその概要と選定理由を付して提案し、財団と協議の上、実施すること。

（ア）参加者が特別なアプリケーションのインストールを必要とせず、クラウド上で映像閲覧・商談が可能なものであること。

（イ）対象市場にて利用可能なプラットフォームを提案すること。

（ウ）必要に応じて、配信プラットフォームのアカウントを作成し、配信用URLの設定、配信中の管理等を行うこと。使用言語は英語を基本とする。

（エ）必要に応じて、プラットフォームのデザインや仕様等を本事業用にカスタマイズすること。

（オ）オンライン上で、参加者が個別に映像と音声を含めたコミュニケーションを取ることが可能なものであること。また、参加者がオンライン（システム上）で自らの商談スケジュールを確認できるものとする。

（カ）運営事務局として商談会の実施に必要とされる配信用・撮影用機材等を用意

すること。また、配信トラブル等が起こった場合を想定しバックアップ体制を構築するとともに、想定されるトラブルについてまとめた対応マニュアルを準備し、関係者に対応を徹底させること。

- (キ) マルチデバイスに対応（P C、スマートフォン等での視聴）し、使いやすいインターフェイスであること。
- (ク) 暗号化通信に対応したセキュアな回線を有するとともに、「6. 委託内容（1）商談会の運営 ア.概要（エ）内容 ①」に記載のプレゼンテーション放映については、最大50名程度の同時視聴を想定しており、また、各個別商談においても動画や画像等を用いる可能性もあるため、ストレスのない参加環境（通信遅延、通信途絶、受信不能等がないこと）が保持できるものとする。
- (ケ) 商談会当日10営業日前までに上記（ア）から（ク）までの準備を完了させ、財団と進捗状況確認及び最終調整等を行うこと。
- (コ) 参加者と連携し、事前の接続テストを実施するなど、入念な準備を行うこと。

ウ. バイヤー・日本側参加者の募集・参加調整

訪日・訪都旅行商品の造成経験があり、今後も商品造成が期待できるとされる現地有力旅行会社を各市場7社程度（計14社程度）選定し、商談会への参加調整を行うとともに、決定したバイヤーに対し、TTCへの会員登録を促すこと。選定にあたっては、広告出稿による募集や、現地パートナー会社を利用した選定など、方法は問わないが、詳細は財団と協議の上、実施すること。なお、必要に応じて都・財団が運営する東京観光レップ（※2）と連携することを妨げないが、これに係る費用は、受託者が負担すること。また、募集や今後の関係性の構築等に効果的と思われる場合は、バイヤーに対してプライズを提供することを妨げないが、提供の場合は、都や地方自治体に関連する商品等とすること。

なお、日本側参加者の募集は委託内容には含まないが、財団と連携の上、TTCへの円滑な登録に資するように、日本側参加者のリスト等の取りまとめ・作成や、TTCへの登録、削除のフォローを行うこと。また、TTCや都のプレス発表に、商談会実施の告知について掲載する可能性があるため、財団の求めに応じて、実施に係る情報（概要やサムネイル画像等を想定）を都やTTC運営事業者へ日英両方の言語で提供すること。

（※2） <https://www.gotokyo.org/en/agent/rep/index.html>

エ. 商談会当日の運営（事前収録・リハーサル含む）

「6. 委託内容（1）商談会の運営 イ. 配信環境の構築」に記載のプラットフォーム

ホームに適した商談会の運営方法を提案し、運用に係る各種手配を行うこと。

- (ア) 商談会は以下の要件でスケジュールを設定すること。(想定スケジュールは別紙2「スケジュールサンプル」参照)
 - ① 各対象市場の商談の前に、事前収録したプレゼンテーション映像を全バイヤーに対し、一斉配信すること。
 - ② 商談は1セッションあたり25分程度とする。
 - ③ セッション間のインターバルは5分程度とする。
- (イ) 各商談はプライベートなものとし、第三者（事務局以外）の立ち入りや閲覧が出来ないようなシステムとすること。
- (ウ) 通信トラブルを回避し、スムーズな配信・商談となるよう調整を行うこと。当日は事務局を設置し、各商談会が滞りなく行われていることが随時確認及び管理できる体制を整え、トラブル（No Showや接続障害等）が発生した際のサポート体制を整えること。
- (エ) 当日の参加者リスト及び商談会のスケジュール表を作成し、最終版を商談会実施の10営業日前までに財団担当者へ共有すること。
- (オ) 商談会のスムーズな運営のため、当日の進行やシステムの使い方、当日のトラブル時の連絡先等を記載したマニュアルを作成した上で、参加者に展開すること。商談会に不慣れな参加者がいることも想定されるので、作成したマニュアルの内容に加え、有益な商談会となるようなアドバイス等も含めて、事前説明会を実施すること。また、必要に応じて各者からの質問や問い合わせ等に対応する体制を整えること。
- (カ) 「6. 委託内容 (1) 商談会の運営 ア.概要 (エ) 内容 ①」に記載のプレゼンテーションを配信するにあたり、プレゼンテーション資料の作成（英語を想定。日本語訳も用意すること）、スピーカー（MC）、スタジオ等を手配した上で、事前収録を実施し、商談会当日に配信すること。なお、プレゼンテーションは、都・財団担当者が実施するものを翻訳（通訳）する形式ではなく、スピーカー（MC）が単独で行う形式を想定している。資料の作成、スピーカー（MC）の手配にあたっては、過去に類似実績のあるネイティブを充当するなど、質を担保すること。また、プレゼンテーション内容等の詳細については、財団と協議の上、実施すること。
- (キ) 当日の司会進行者（英語）を用意すること。
- (ク) 当日の記録映像として、実施風景（全体及び各商談）を録画、または画面キャプチャをする等して、簡易編集の上データにて保存し、「7. 完了報告と契約代金の支払いについて」に記載の報告書と併せて提出すること。

オ. 配信会場の手配・管理（事前収録・リハーサル含む）

事前収録・リハーサルを含め、本商談会の実施に最適な会場をその概要と選定理由を付して提案し、手配を行うこと。なお、事前収録と商談会当日の会場が同一会場かどうかは問わない。

- (ア) 事前収録・商談会に適したネットワークを有する会場を提案すること。
- (イ) 商談会はオンライン形式での実施となるため、会場に常駐するのは、都・財団職員最大10名程度とオペレーション要員を含む受託事業者（事務局）のみを想定しているが、十分な社会的距離が確保できる広さの会場を提案すること。
- (ウ) 借上げ時間には設営、リハーサル、撮影、撤去時間を含むこと。

カ．事務局業務

(ア) 窓口対応

商談会参加者に対し、以下の窓口対応を行うこと。なお、事務局にて判断できない事項については、都度財団に確認の上、実施すること。

- ① 配信プラットフォームの登録案内
- ② 各種問い合わせ対応
- ③ 終了後のアンケートの依頼、集計
- ④ その他

(イ) バイヤー向けPR資料の準備・調整

日本側参加者の観光PRに資する資料（東京との位置関係や交通アクセス、地方自治体の観光スポット、コンテンツ等を掲載。各日本側参加者、数ページ程度を想定）の電子データを参加するバイヤーに配布する予定である。資料作成にあたり、フォーマットを準備の上、日本側参加者に作成を依頼し、取りまとめを行うこと。

（日本側参加者は日本語での作成を想定している。）日本側参加者が資料作成後、翻訳を行った上で1つのデータに集約し、体裁を整えたうえで、バイヤーに配布すること。

配布にあたっては、「6. 委託内容 （1）商談会の運営 イ. 配信環境の構築」に記載のオンラインプラットフォーム上に掲載し、バイヤーが自由にダウンロードできる形式を想定している。内容やフォーマット等の詳細は、財団と協議の上、実施すること。

また、TTCは、日本側参加者が各自で資料をアップロードすることが可能である仕様であるため、各日本側参加者に対し、商談会で説明した資料等を各自プロフィールページにアップロードするように促すこと。

(ウ) 事後アンケートの作成・集計・翻訳・分析業務

事後アンケートを作成の上、商談会終了後に収集したバイヤー（英語）、日本側参加者（日本語）に対し実施し、回収したアンケートについて、集計・翻訳・分析を

行うこと。なお、本事業を含め次回以降商談会を含めた類似イベント等を開催する際の検討材料とするため、運営上の課題や改善点等についても併せて取りまとめ、提言として報告すること。

(エ) プレゼンテーションデータの作成

「6. 委託内容 (1) 商談会の運営 ア. 概要 (エ) 内容 ①」で配信されたプレゼンテーション映像をTTC等財団が指定するサイトでアーカイブ配信する等、二次利用をする予定であるため、財団が別途指定する形式で、実施後速やかにデータの納品を行うこと。

7. 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。財団の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙3「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4版、横書きカラーで作成の上、紙2部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで2枚納品すること。商談会当日の記録写真及び画面キャプチャ、最終的な参加者リスト（バイヤー・日本側参加者）、アンケート結果を報告書に含むこと。（別紙として提出することも可能とする。）

※目次、体裁、提出期限等の詳細については財団と協議の上、実施すること。

ウ. 「6. 委託内容 (1) 商談会の運営 ア. 概要 (エ) 内容 ①」で配信されたプレゼンテーション映像の録画データ

エ. 本事業効果測定書

効果測定内容、体裁等の詳細については財団と協議の上、実施すること。

オ. 電子情報処理業務に係る各種様式

別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」参照のこと。

8. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。その場合でも、主要な業務の再委託は行わないこと。

9. 秘密の保持

受託者は、「8. 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「８．第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10．委託事項の遵守・守秘義務

受託者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11．個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙４「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために財団が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。
 - ・本事業の為に構築したプラットフォーム等を通じて得たもので、申請、問い合わせ、ログインされたユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス等
 - ・財団職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレス等
 - ・また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（ＩＰアドレス等）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり「８．第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙４「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

12．その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、財団と協議の上、変更する。
- (3) 本事業の委託者は財団であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応するものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第１７条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (5) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
観光事業部 丸山
E-mail: renkei@tcvb.or.jp